

④

(一) 會社ハ従業員ノ待遇改善ニ付テハ會社ノ事情ノ許ス限
リ誠意ヲ以テ之カ實行ヲ期スルコト

(二) 會社ハ復歸者ニ対シ罷業中ニ於ケル生活状態ヲ考慮シ
相当ノ手当ヲ支給スルコト

(三) 會社ハ既ニ解雇シタル者以外ニ対シテハ今回ノ爭議ニ関シ解
雇其ノ他ノ處分ヲ爲サ、ルコト
尚解雇セル者ノ中會社ニ於テ適當ナリト認ムル者ニ対シ
テハ更ニ採用スルコト

(四) 會社ハ解雇者ニ対シ特ニ其ノ事情ヲ斟酌シ金貳万七千八百
円ヲ解雇手当トシテ支給スルコト

尚會社カ六月二日附ヲ以テ解雇シタル者ハ労働組合員